

令和7年度沖縄地方最低賃金審議会

第1回運営小委員会 議事録

1 開催日時 令和7年7月30日（水） 14：00～14：35

2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室（2階）

3 出席者

公益代表委員	3名（岩橋培樹、上江洲純子、西村オリエ 敬称略）
労働者代表委員	3名（石川修治、喜納浩信、野原陽子 敬称略）
使用者代表委員	3名（新垣朝雄、田端一雄、比嘉華奈江 敬称略）
事務局	4名（岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、伊計係員）

4 議題等

- (1) 委員長及び委員長代理の選出
- (2) 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無に係る検討について
- (3) その他

5 配付資料

- (1) 令和7年度沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿
- (2) 沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
- (3) 最低賃金法（特定最低賃金関係抜粋）
- (4) 質問文
 - ・沖縄県糖類製造業最低賃金、沖縄県各種商品小売業最低賃金及び沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の各特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（質問）
- (5) 2025年度特定（産業別）最低賃金改正の申出意向表明について
(2025年3月5日 日本労働組合総連合会沖縄県連合会（連合沖縄）)
- (6) 令和7年度特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出一覧表
 - ・沖縄県糖類製造業
 - ・沖縄県各種商品小売業
 - ・沖縄県自動車（新車）小売業
- (7) 特定（産業別）最低賃金審議に対する労働者側の考え方
 - ・沖縄県糖類製造業
 - ・沖縄県各種商品小売業
 - ・沖縄県自動車（新車）小売業
- (8) 沖縄県地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の推移
- (9) 令和7年度特定（産業別）最低賃金未満率・影響率及び基礎調査結果

- (10)令和7年度沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会審議日程について
- (11)令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（特賃）

令和7年度沖縄地方最低賃金審議会 第1回運営小委員会（議事録）

崎原賃金室長

これより、「令和7年度沖縄地方最低賃金審議会 第1回運営小委員会」を始めさせていただきます。

皆様、本日はご出席いただきましてありがとうございます。

第1回目の運営小委員会でございますので、委員長が選出されるまでの間は、事務局で進行させていただきます。

はじめに、出欠状況ですが、全員出席でございますので、本委員会は、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、本運営小委員会委員名簿は資料の1ページ、運営規程については3ページの資料でございます。

ご確認いただきたいと思います。

それでは、議事次第1に移りたいと思います。

次第1は「委員長及び委員長代理の選出」となっております。

委員長及び委員長代理につきましては、小委員会の運営規程第4条第2項において、公益を代表する委員のうちから選出するとされておりますので、事前に公益委員で協議していただいたところ、委員長には上江洲委員、委員長代理には岩橋委員が適任であるとのご推薦をいただきました。

皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

崎原賃金室長

ありがとうございます。

ただいま、「異議なし」とのご意見がございました。

皆様のご了解が得られましたので、今年度の運営小委員会は、委員長には上江洲委員、委員長代理には岩橋委員にお願いしたいと思います。

それでは、これから議事の進行を上江洲委員長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

上江洲委員長

ありがとうございます。

ただいま、委員長に選任をいただきました上江洲でございます。

運営小委員会につきましても、昨今いろいろ議論等ございますけれども、それぞれの委員のご協力を得ながら、円滑に審議を進めさせていただきたいと思っております。

皆様、ご協力方どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、委員長代理となられました岩橋委員からも一言お願ひいたします。

岩橋委員長代理

推薦いただき、ありがとうございます。

岩橋です。

一委員として、適切な運営遂行に尽力したいと思います。

よろしくお願ひいたします。

上江洲委員長

それでは進めさせていただきます。

まずは、本日の議事録署名をお願いしたいと思います。

労側は喜納委員、よろしくお願ひいたします。

使側は、比嘉委員、お願ひいたします。

(両委員、了解)

上江洲委員長

それでは次第に入らせていただきます。

次第2の議題（1）「特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無に係る検討」に入らせていただきます。

先ほど行われました第2回本審で、柴田労働局長から3業種に係る特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について意見を求める旨の諮問をいただいております。

必要性の有無に係る審議については、本審からこの運営小委員会へ付託されており、審議の上、諮問に対する検討結果について本審へ報告することになります。

そのために、こちらで審議をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

その点を含めて、事務局の方から説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

ただいま、上江洲委員長からご説明がありましたとおり、先ほどの本審において、特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について調査審議を行うよう諮問されたところです。

今年度の特定（産業別）最低賃金の改正につきましては、資料の9～10ページの資料5にありますとおり、本年3月5日付けで、4業種の特定（産業別）最低賃金に係る改正の「申出意向表明」がなされました。13ページから38ページのとおり新聞業を除く3業種からの申出書の提出となっております。

申出書の添付資料としては、「委任状」、「産業別最低賃金の改正に関する決議書」、「事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲」、「賃金格差疎明資料」等でございます。

申出書の内容をまとめたのが、11ページの資料6、横書きの「令和7年度 特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出一覧表」となります。

申出書には、一覧表の右側に記載されております、各労働組合から申出代表者に委任する旨の委任状が添えられております。

これらを踏まえて、「沖縄県糖類製造業」他2業種につきましては、最低賃金法第15条第1項に基づく改正決定の申出の要件であります、最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の合意が得られていることが確認できましたので、受理したものでございます。

ちなみに、特定（産業別）最低賃金の改正が必要であると判断された場合には、業種ごとの特定（産業別）最低賃金専門部会を設置し、改正内容について審議していただくことになります。

今回の改正申出につきましては、「糖類製造業」と「各種商品小売業」については公正競争ケース、自動車(新車)小売業については労働協約ケースとして申出があつたものであります。今回、申出の必要条件を満たしていたことを確認しております。

また、特定（産業別）最低賃金の改正を行う場合には、最低賃金法第16条の規定により、「地域別最低賃金額を上回るものでなければならない」とされております。

地域別最賃はこれから本格的な審議に入りますけれども、改正された後の地域別最低賃金額を上回ることでなければならないということですので、ご承知おきいただきたいと思います。

最後になりますが、各特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出に係る考え方を申出者より書面で提出いたしており、資料39～44ページに併せて添付しておりますので、ご確認ください。

以上になります。

上江洲委員長

はい、ありがとうございます。

ただいま、「沖縄県糖類製造業」他2業種の特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出書の提出がなされまして、受理されたと報告がございました。

資料の説明もございましたけれども、この件について、意見・質問等ございますか。

(田端委員挙手)

上江洲委員長

はい、田端委員。

田端委員

はい、今説明のありました、11ページの資料6ですけれども、今回申出のあつた3業種の申出労働者数、適用労働者数が記載されております。

ここで確認したいのですが、申出労働者というのは実際に申出をした組合の皆さんのが把握している数字なのでその通りだと思いますが、適用労働者数あるいは適用事業者数、これはどのようなものから数を把握されているか、教えていただきたいと思います。

上江洲委員長

はい、では事務局から。

崎原賃金室長

本省が示してます計算式がありますけれども、これは後ほど説明してよろしいでしょうか。

最低賃金決定要覧というものがありまして、これに記載している数字があるのですが、これに記載している数字をどのように出したかというものだと思いますので、また確認してお伝えしたいと思います。

上江洲委員長

数字については、その通りであろうということですね。

算出の回答については次回になりますか。

崎原賃金室長

次回でよろしいでしょうか。

上江洲委員長

はい。

他にございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、特定（産業別）最低賃金の沖縄県の糖類製造業他2業種に関する改正申出書について、受理されたことを確認しましたので、これから改正決定に係る必要性の有無の検討ということに入りていきたいと思います。

この点に関して早速ではございますけれど、それぞれのご意見をお伺いしたいと思います。

まずは労側の考え方について、労側委員から説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

石川委員

お疲れ様です。

労働者側委員の石川から、令和7年度特定（産業別）最低賃金の改正申出にあたっての労働者側の意見を述べさせていただきたいと思います。

近年、地域別最低賃金額の改定額が特定（産業別）最低賃金額を超える状況にあることから、特定（産業別）最低賃金そのものが不要ではないかというようなご意見も上がっている中ではあるんですが、こういった状況に対して、労働者側として意見を述べた上で、各業種についても意見書の内容を基に概要を説明させていただきたいと思っております。

まず特定（産業別）最低賃金の意義と役割についてでございます。

特定（産業別）最低賃金というのは、我が国唯一の法律に基づく、企業の枠を超えた労働条件の決定、システムであり、労使交渉の補完、代替機能を担っているものだと思っております。

企業の枠を超えて同じ産業で働く基幹的労働者の入り口の賃金としての機能を持つ重要なものが特定（産業別）最低賃金だと認識しております。

公正競争ケース、労働協約ケースと2つございまして、今回、自動車（新車）小売業は労働契約ケースの申出を行っておりますが、こちらについては企業内最低賃金協定を基に申出を行っております。

この企業内最低賃金協定というのは労使が対等の中、真摯に議論を行った結果、締結したものですので、また、この金額というものを労使交渉の手段を持たない未組織の労働者の皆様にも波及させるというのが特賃の役割かなと思っております。

こういった制度を活用しながら、正社員であったりとか、非正規の皆様、また組織労働者、未組織労働者との賃金格差の是正に繋がるものだと思っております。

また、役割として賃金切下げの競争の防止、適正な賃金水準への引上げを促すことによって、産業内の公正競争を確保し、産業全体の健全かつ持続的な発展を促すことを目的としているものだと思っております。

今回県内の基幹産業とも言えます3業種から申出がありました。

この業種にふさわしい賃金水準を確保することによって、産業の魅力を高め、人財を確保する観点、労使の社会的使命として非正規雇用で働く労働者の皆様の処遇改善を図る観点、産業の健全な発展を図る観点から、特定（産業別）最低賃金の取組を一層強化する必要があるものと思っております。

地域別最低賃金は、役割はセーフティーネットという所が主ではありますが、特賃につきましては、対象者、役割、機能が共に異なる制度だと認識しております。

基幹産業における全ての労働者の労働条件を向上させること、また、より高いレベルでの公正競争の確保が主たる目的であり、この地域別最低賃金が上がっているからといって特賃の重要性はなんら変わらないと認識しております。

昨年も新設も含めて、201件の改正申出があって、その中で129件が「必要性有」という回答を全国では受けております。

こういった結果も踏まえて、沖縄県でも特賃の審議に際しまして前向きにご検討いただきたいと思っております。

早速ではありますが、それぞれの申出代表者様からの意見書の概要を説明したいと思います。

まずは、順番が前後しますが、自動車（新車）小売業について43ページになりますが、こちらをご覧いただきたいと思っております。

自動車の申出代表者様からの意見としまして、自動車業界というのは、交通インフラが脆弱である沖縄県において生活必需品であり、県民の暮らしを大きく支えている、またカーボンニュートラル等の取組によって、ガソリン自動車から今後、電気自動車への移行が進み、産業構造や経済社会の変化があったとしても、産業の活性化を図り、選ばれる産業にならなければならないと認識しているそうです。

自動車というのを通じまして、沖縄県の観光や県経済、県民の足を確保するために解決すべき課題も多く業界に上がっていると仰っております。

まず、整備士の離職問題、人手不足、また本土企業の参入や好条件の他産業への人材流出等が大きな問題となっております。

若い人に選ばれる職場にするために企業努力を行っているが、なかなか追いついていないのが現状であると仰っておりました。

産業そのものの魅力向上を図るために、地域別最低賃金を上回る特定（産業別）最低賃金の改定が必要だというのが意見書に記載がありました。

次にページ戻っていただいて、39ページについて、糖類製造業についての意見書の概要を説明したいと思います。

県内の農家の約7割がさとうきびを栽培しているというところで、まさしく県の基幹産業であるということ、また離島も含む県内各所に製糖工場もあるということも踏まえますと、やはり製糖業というのは沖縄県の地域経済や雇用にも大きく貢献しているものとしております。

糖類製造業で働く人々は、食料自給率の向上であったりとか、地域経済の発展、雇用、県民生活の維持・向上、さらには県経済の一翼を担っていると自負して、仕事をされております。

今後も沖縄の基幹産業としての役割を果たすために特定（産業別）最低賃金を上げて産業の魅力を高めていきたい、そういう趣旨の考え方方がここに示されております。

あと、もう一業種各種商品小売業につきましては、当該労働組合の代表の方もいらっしゃいますので、喜納委員から説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

喜納委員

はい、労側委員の喜納です。

以前、スーパーで子供服と化粧品を担当していましたので、関係していたことも含めて私から各種商品小売業については説明したいと思います。

提出した文書で見ていただければと思いますが、その代表がりうぼう百貨店の委員長になっていて、前、百貨店の名前でパートも含めてなかなか採用が困難な時代になっているということをお聞きしています。

小売業を取り巻く状況について、有効求人倍率について全体では1.0倍くらいですが、短時間労働者については1.8倍で2人を一つの企業が採用を争うという状況になっています。

以前もお話しましたけど、小売業は身近にありすぎてなかなか感じにくいかもしれませんが、土日祭日開いているのは当然ですし、お盆、お正月もやっていますし、夜間も営業しています。

そこで従事する労働者については、そういう曜日、時間価値を含めた賃金水準にあるべきだと思っています。

それともう一つ、書いてないですけれども、ホテル、レジャー産業の賃金水準が上がって転職も起こっています。

ますます現場は人手が足りない状況になっています。

その分が正社員含め、今いる短時間の労働者に負担がかかっていて、短時間のアルバイト、俗にいうタイミー等を活用しないと運営できない状況になっています。

その中で採用は確かに1,060～1,080円になっていますが、それ以外の組織化されていない最低賃金の近傍で小売業にて働いている方も多々いらっしゃいます。

公正競争とそこで働く人たちの生活水準を上げる必要性があると僕らは思っています。

小売業で働く人の裾野が広いので、小売で特定（産業別）最低賃金を設定することによって、いろんなところへの波及効果があります。

女性労働者の方が多い沖縄の貧困なり、それからシングルマザーを抱える方々の子供の貧困率も非常に高い、社会的にも小売の特定（産業別）最低賃金として引き上げて小売で働けばきちんと生活が維持できるということを示すためにも、僕らは特定（産業別）最低賃金の必要性を感じております。

労働現場と経営者の皆様に対して、審議入りすると一円でも上げないといけないというのではありませんけれども、その話が一度もできていないというのは非常に残念でなりません。

そういう現場の状況も含めて、ぜひ特定（産業別）最低賃金として、審議入りしてほしいと思っております。

なぜ、各種商品小売業の特定（産業別）最低賃金の改正申出書を提出させていただいたかについて、労働側の考え方は以上です。

野原委員

はい、私は小売業の組合の委員長をやっています。

現在、小売業は地域の生活のインフラであることは皆さんある程度理解していただいているんですけども、沖縄って県内、県外、国外を含めた観光客の対応とか長時間の営業をしないと成り立たないというような環境で、労働者の負担は非常に大きいです。

先ほど喜納委員からお話をありました、お盆とか年末年始も含めてですね。

今、柔軟な働き方が求められているんですけども、実際、本島地区よりも本島以外の所はもっと深刻な状況になっていて、人手不足、採用が困難な状況です。

一部、会社によっては最低賃金よりも高い賃金にて採用を募集しているのですが、それはその賃金でないと採用が出来ないという状況なのと、良い人材を採用するためにはその賃金でも取れないと、社員でも時短勤務の社員でも取れないという厳しい状況が続いています。

企業としても、それを人手がないとして困っているだけではなく、実際に人手不足を解消するために、各社DX化したり、機械を変えたり、教育してネットの方に動かしていきながら生産性向上も努力として行っているんですけども、ただ若手の定着が非常に厳しいというのと、観光業に流れてしまっているという状況があります。

このままでいくと、特定（産業別）最低賃金の改正をしていかないと、小売業自体の賃金の底上げができないために、店舗数がどんどん人がいないから減っていくという危機感も私たちは感じています、ぜひ審議の方を入らせていただきたいというのが労側のお願いです。

以上です。

上江洲委員長

はい、ありがとうございます。

今、労側の各委員からのコメントもございました。

それと併せて使側からもご意見あれば頂戴したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(田端委員挙手)

田端委員

はい、労側の皆様の意見、承りました。

今回、各3業種の申出もありましたし、労側の皆様の意見もございましたので、それを踏まえるとともに、また関係使用者に使用者意見概要書の作成をお願いしているところでございますので、その意見も踏まえてどのように対応するか検討してまいりたいと思います。

特に人手不足については、この業種に限らず、当然労使一体となって取り組んでいくことからだと思いますので、特定(産業別)最低賃金としては使側の立場としましては、関係使用者の意見を踏まえてどのように対応すべきかを判断してまいりたいと思います。

次回にそれは示していきたいと思っています。

上江洲委員長

他の使側委員はよろしいですか。

(特になし)

上江洲委員長

はい。

では、今、ご説明がありました、使側は意見概要書を次回提出いただいて、それに基づいて第2回の運営小委員会で検討するということにさせていただきたいと思います。

労側の意見については、使側の委員から使用者にもお伝えいただく形になるかと思います。

労使双方から意見が出ましたけれども、ここまで意見に関して、それぞれ委員で確認あるいは質問等ありましたら、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(特になし)

上江洲委員長

では、第2回は、使側の概要書というのを提出いただいての検討とさせていただきます。

それでは次に、議題(2)その他とありますが、事務局からこの点についてご説明お願いいたします。

崎原賃金室長

はい、その他の資料についてご説明いたします。

資料 45 ページをご覧ください。

横書きの表になっていますが、沖縄県地域別最賃及び特定最賃の推移と対地域最賃比をつけております。

こちらも参考にしていただければと思います。

続いて、47 ページの資料 9 になります。

先ほどもご説明いたしましたけれども、令和 7 年度の最低賃金に関する基礎調査結果から未満率、影響率を特賃の業種別に一覧としたものと、併せて特賃に係る業種の総括表（1）及び（2）を 49 ページ以降添付しております。

先ほどの本審の資料から特賃に係る部分のみを抜粋したものになります。

ページ飛びまして、105 ページの資料 10 審議計画表はこれまでと同様のものになります。

8 月 6 日に開催いたします第 2 回運営小委員会におきまして、今年度の特定（産業別）最低賃金の改定の必要性の有無について、結論が出た場合は、その結果を同日開催されます本審に報告していくことになります。

その開催通知を今からお配りいたしますので、ご確認のほどよろしくお願ひいたします。

少々お待ちください。

(事務局 開催通知を配布)

上江洲委員長

では、お手元に開催通知が配布されたかと思います。

ただいま、事務局からその他の資料について、追加で説明がございましたが、この点に関して何か質問等ありますか。

(新垣委員挙手)

新垣委員

少し教えていただきたいことがあるんですけども。

11 ページの特定最低賃金の適用労働者数が、糖類製造業では 590 人、小売りが 5,190 人とありますけれども、この数と前のページの意向表明の適用労働者数が違うのですが、これは数字の捉え方が違うということなのでしょうか。

それだけの数の皆様に影響が出てくるということで、大事な数字かと思うのですが。

例えば 10 ページについて、各種商品小売業の適用労働者数が 6,380 人なのですが。

(石川委員挙手)

上江洲委員長

では、石川委員から。

石川委員

ありがとうございます。

意向表明を行ったのが3月で、それがまだ前年度版だったのですが、その時はこの数字を使って、その後実際に改正申出を行ったときの適用労働者数については、新しい数字から拾ってきているので、少し数字に差があるということです。

新垣委員

例えば、各種商品小売業でしたら6,380人から5,190人とだいぶ差があるからと思うのですが、それだけ労働者の数が変化したという考え方なのでしょうか。

石川委員

どの業種になりますか。

新垣委員

例えば10ページの各種商品小売業だと、6,380人とありますが、11ページでは5,190人と1,000人以上の差があるのですけれども、それだけ労働者の数が1年間で変化したということなのでしょうか。

石川委員

多分ですけれども、国の調査での回答が返ってきた内容で差があると思うのですけれども。

新垣委員

実際は11ページが実際に近い数字ということですか。

石川委員

11ページの数字は今年度版の数字から拾って労働者数を出していただきましたが、先ほどおっしゃっていたようにかなり前年度と差があるので、そちらについても先ほど田端委員から質問があったように、数字の根拠が分かればと思います。

新垣委員

かなり差があったので気になって聞きました。

失礼しました。

上江洲委員長

前年度も出されていて、数値自体はそれに従つたものになっているので、どういう根拠で出されているかというのは次回になりますよね。

崎原賃金室長

先ほどの労働者数と適用労働者数について確認してお伝えしたいと思っております。

上江洲委員長

よろしいでしょうか。

他にございますか。

(特になし)

上江洲委員長

先ほどの田端委員からの質問とも関連する質問が新垣委員から出ましたのでその点もまた、次回事務局から回答よろしくお願ひいたします。

では、最後になりますが、昨年度の特定最賃の必要性に係る審議においては、結論として労使の意見が割れております。

昨年度は4業種全てにおいて必要性ありとはいかなかったということで、その点労側の委員からも思いを述べていただきましたが、今年度はさらに減って3業種になっています。

それぞれ使用者もご意見が出てくると思うので、労使で一致に至るかどうか難しいところではございますが、公益としては出来る限り目指したいというのは地賃と同じ気持ちでございます。

今度、使側からご意見は出てまいりますけれども、それぞれの業種の思いというのも労側から述べていただきました。

使側も同じ思いはあると思いますので、その点も含めて次回、各業種毎審議してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、審議は先ほど通知を配布しておりますように、8月6日の第2回運営小委員会でまた引き続き検討していきたいと思います。

では、今日の審議事項は全て終了となりましたので次回は8月6日の13時からよろしくお願ひいたします。

本日はお疲れ様でした。